

(別紙)

高等裁判所における上告提起事件及び上告受理申立て事件の 処理について

現行民事訴訟法において、高裁に上告提起事件等の審査を委ねた趣旨は、不適式な上告提起事件等について当該控訴事件を処理した高裁において排斥することで、最高裁が審理すべき事件のみを最高裁に送付することとし、それにより、裁判所全体として、訴訟事件の迅速な処理を行うこととしたものである。高裁の書記官としては、このような趣旨を十分理解した上、適切な上告提起事件等の処理を行うべきである。

そこで、高裁における上告提起事件及び上告受理申立て事件の処理の概要を整理し、次のとおりまとめた。さらに、これらの事件の点検事項の順序の視点から別紙のとおりチャート図に整理した。これらのものを上告提起事件及び上告受理申立て事件の執務の参考にしていきたい。

1 上告理由書及び上告受理申立て理由書の提出

上告状に上告の理由の記載がないときは、上告人は上告提起通知書の送達を受けた日から 50 日以内に、原裁判所に上告理由書を提出しなければならない（民訴法 315 条 1 項、民訴規則 194 条）。

上告状に上告の理由が記載されていても、上告理由書提出期間内に新たな上告の理由を提出し、又はこれを補完することは自由であるから、原則として、この提出期間経過を待たずに、事件を最高裁に送付してはならない。

上告受理申立て理由書の提出についても同様である。

2 上告提起事件の適法性の審査

(1) 上告理由書提出期間経過後、直ちに事件を送付すべきもの

上告状却下命令又は上告却下決定があった場合を除き、事件を上告裁判所に

送付しなければならない（民訴規則 197 条 1 項）。すなわち、上告理由書提出期間内に上告理由書が提出され、そこに民訴法 312 条 1 項、2 項に規定する事由が記載され、それが民訴規則 190 条にのっとりたものである場合には、それが実質的には認定非難や法令違反の主張にすぎないと解される場合であっても、高裁が上告を却下することはできないと解されるから、上告理由書提出期間経過後、直ちに事件を最高裁に送付すべきである。上告理由書に上告理由が複数記載され、そのうちいずれか一つでも適式なものがあれば、上告を却下する余地はないから、(3)の補正命令を発する必要はなく、上告理由書提出期間経過後、直ちに事件を最高裁に送付すべきである。

また、上告理由書が提出されていない場合であっても、上告状に理由が記載されていることがあり、この場合は適式な上告提起となるから、事件処理に当たって、書記官としては、上告状及び上告理由書の記載内容に必ず目を通して点検し、確認すべきである。

(2) 上告理由書提出期間経過後、直ちに却下すべきもの

上告状又は上告理由書提出期間内に提出された上告理由書のいずれにも民訴法 312 条 1 項、2 項に規定する事由の記載がないときは、決定で上告を却下しなければならない（同法 316 条 1 項）。この場合、不備を補正する余地がないから、補正を求める事務連絡を送付したり、民訴規則 196 条 1 項所定の補正命令を発すべきではなく、直ちに決定で上告を却下すべきである（最二小決平成 12 年 7 月 14 日裁判集民事 198 号 457 頁）。書記官としては、提出された上告状や上告理由書提出期間内に提出された上告理由書に民訴法 312 条 1 項、2 項に規定する事由が記載されているかどうかを確認した上で、上告状又は上告理由書に民訴法 312 条 1 項、2 項の事由の記載がないと判断したときは、その旨を裁判官に進言する。

なお、上告理由書において他の書面を引用し、又は相上告人の上告理由を援用する形による上告の理由の記載は許されないことにも注意されたい（最二小

判昭和 37 年 4 月 27 日裁判集民事 60 号 455 頁（原審に提出した準備書面を引用した例）、最三小判昭和 39 年 11 月 17 日裁判集民事 76 号 151 頁（相上告人の上告理由中、利益なものを援用すると主張した例）、最大判昭和 28 年 11 月 11 日民集 7 卷 11 号 1193 頁（第一審記録に添付した準備書面を引用した例）、最二小判昭和 26 年 6 月 29 日民集 5 卷 7 号 396 頁（他事件についての上告理由書を引用した例）。

(3) 補正命令を発すべき場合

上告状又は上告理由書提出期間内に提出された上告理由書のいずれかに民訴法 312 条 1 項、2 項に規定する事由の記載（例えば「憲法違反である。」との記載）があるが、その記載が民訴規則 190 条の規定に違反することが明らかな場合、原裁判所は、決定で相当の期間を定め、その期間内に補正すべきことを命じなければならず（同規則 196 条 1 項）、その期間内に不備の補正をしないときは、上告を却下しなければならない（同条 2 項）。上告理由書に上告の理由として記載はあるが、それが最高裁判所規則で定める方式により記載されていないことを理由として上告を却下するためには、相当の期間を定めて不備を補正すべきことを命じ、その期間内に補正されないことが必要である。上告理由書の点検に当たっては、記載内容に目を通し、上告状又は上告理由書提出期間内に提出された上告理由書のいずれかに民訴法 312 条 1 項、2 項に規定する事由の記載がある場合、その全ての記載が民訴規則 190 条の規定に違反しているか否かを確認し、違反している場合には、補正命令を発すべき旨を裁判官に進言する。

なお、(1)のとおり、上告の理由は、上告理由書提出期間内は自由に補完することができるので、補正命令を発する時期は、上告理由書提出期間後となる（条解民訴規則 407 頁）。

3 上告受理申立て事件の適法性の審査

(1) 上告受理申立て理由書提出期間経過後、直ちに事件を送付すべきもの

上告受理申立書却下命令又は上告受理申立て却下決定があった場合を除き、事件を上告裁判所に送付しなければならない（民訴規則 199 条 2 項、197 条 1 項）。すなわち、上告受理申立て理由書提出期間内に上告受理申立て理由書が提出され、そこに民訴法 318 条 1 項に規定する事由が記載され、それが民訴規則 199 条 1 項、191 条 2 項、3 項にのっとったものである場合には、直ちに事件を最高裁に送付すべきである。

また、上告受理申立て理由書が提出されていない場合であっても、上告受理申立書に理由が記載されていることがあり、この場合は適式な上告受理申立てとなるから、事件処理に当たって、書記官としては、上告受理申立書及び上告受理申立て理由書の記載内容に必ず目を通して点検し、確認すべきである。

(2) 上告受理申立て理由書提出期間経過後、直ちに却下すべきもの

ア 上告受理申立書又は上告受理申立て理由書提出期間内に提出された上告受理申立て理由書のいずれにも民訴法 318 条 1 項に規定する事由の記載がないときは、決定で上告受理申立てを却下しなければならない（民訴法 318 条 5 項、316 条 1 項）。

イ 上告受理の申立てに係る事件が民訴法 318 条 1 項の事件に当たるか否かは、最高裁判所のみが判断し得る事項である。したがって、形式的に同項の事件に当たる旨（判例違反、法令違反（審理不尽、経験則違反、採証法則違反の主張も法令違反の主張と解される。福田剛久ほか判タ 1250 号 8 頁））の記載がある場合には、原裁判所において当該事件が同項の事件に当たらないことを理由として却下することはできず（最一小決平成 11 年 3 月 9 日裁判集民事 192 号 109 頁判タ 1000 号 256 頁）、また、上告受理申立て理由書には形式的に民訴法 318 条 1 項の事件に当たる旨の記載があるにもかかわらず、原裁判所において同項所定の記載がないとして、上告受理申立てを却下することもできない。同項の「重要な事項を含む」という要件に該当する記載がないと理解して、形式上、同項の事件に当たる旨の記載がないと判断するこ

とは避けなければならない、このような判断をすることは、実質的に高裁が同項の事件に当たるか否かを審査して申立てを却下するものに等しく、許されないものである（前掲判タ 1000 号 256 頁の解説部分参照）。

上告受理申立書又は上告受理申立て理由書に記載された上告受理申立ての理由が民訴規則 199 条 1 項、191 条 2 項、3 項の方式に違反する場合には、同規則 199 条 2 項において補正命令を発出すべき条文（同規則 196 条 1 項）が準用されているが、形式的にでも法令違反である旨が記載されていれば、この記載が民訴法 318 条 1 項の事件に該当するか否かを判断するのは最高裁のみになるから、実際には高裁において補正命令を発した上で却下することは困難である（例えば、「民法違反」とのみ記載があり、条項等の記載がないときは補正命令の対象とすることも考えられるが、通常は不服の内容から理解可能であり、補正されなかったとしても却下することは難しいことが多いと思われる。）。上告受理申立て理由書の点検に当たっては、書記官としても記載内容に目を通し、形式的にでも法令違反等の記載がある場合には、事件を送付すべき旨を裁判官に進言する。

ウ 他の書面の引用

上告受理申立て理由書において他の書面を引用し、又は相申立人の上告受理申立て理由を援用する形による上告の理由の記載は許されないことにも注意されたい（2の(2)の各判例参照）。